平成２６年（フ）第３０号
千葉県館山市湊288番地の59
破産者　許秀佳こと　許　　英子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第２２２号
静岡県浜松市中区上島６丁目22番15―401号
アークシティ四ッ池
破産者　シンクアップ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８５３号
愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前1065番地
破産者　有限会社ワイ・ケイ工業
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４号
三重県多気郡多気町古江725番地
破産者　林　　寛史
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３４号
京都府綾部市釜輪町上ヶ山２番地
破産者　株式会社Ｆｉｖｅ　Ｗｏｏｄ
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
大阪府守口市大宮通１丁目１番２号
破産者　有限会社アイランド
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２４号
大阪市西区江戸堀１丁目４番29号　太陽ビル４Ｆ
破産者　株式会社グロ―イング
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２６号
大阪市淀川区西宮原３丁目２番１号
破産者　クリーンネットサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０８号
大阪市中央区南船場２―１―９
破産者　Ｙ’ｓスタイリング株式会社
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３号
大阪府河内長野市昭栄町３番53号
破産者　株式会社長尾鉄工所
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４７号
堺市堺区中瓦町２丁２番１号
破産者　株式会社本店嶋川
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
福岡県久留米市三潴町西牟田1672番地２
破産者　有限会社協和衣料
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３１号
福岡県久留米市三潴町玉満2268番地２　パークサイドＭタウンＤ棟、開始決定時の住所福岡県筑後市大字馬間田432番地
破産者　ヒーローこと　亡古賀幸子相続財産
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２６号
北海道苫小牧市王子町１丁目１番20号
破産者　有限会社セルマン
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３１５号
東京都小金井市本町１丁目３番７号ツディツウ―105
破産者　黒崎　　豊
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７号
新潟県長岡市寺泊求草１番地
破産者　株式会社近藤建設
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
静岡県駿東郡清水町徳倉1656番地の２
破産者　株式会社イタリアン・ダイニング
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
愛知県一宮市北園通１丁目２番地
破産者　有限会社北原石油店
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５７号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　笹川公団９―104、開始決定時の住所三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団８―509
破産者　東川みつ子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
三重県いなべ市北勢町麓村418番地
破産者　矢野　宏昌
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
三重県桑名市宝殿町29番地、住民票上の住所三重県いなべ市大安町石榑東1348番地２
破産者　弓矢　賢一
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５２８号
岡山市南区新保951番地11
破産者　徳良　宏行
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部